

印鑑レス口座取引規定

本規定は、印鑑レス口座取引に関する取扱いを定めるものです。

第1条（印鑑レス口座の定義）

印鑑レス口座とは、取引口座の開設に当たり、もしくは、既にある口座を印鑑レス口座へ切替するに当たり、当社へ印章の届出を行わず、取引の際の本人確認を、キャッシュカードによる認証（取引の際のキャッシュカードの電磁的又は電子的情報が、当社が本人に交付したキャッシュカードの電磁的又は電子的情報と一致すること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認する方式の認証をいいます。）その他印鑑照合を利用しない方式の認証により行う旨の取扱い（以下「印鑑レス取扱い」といいます。）が適用される口座をいいます。

第2条（印鑑レス口座の利用方法）

印鑑レス口座は、三菱UFJ信託銀行口座開設アプリにより口座を新規に開設するか、当社所定の方法により既にある口座を印鑑レス口座へ切替することによりご利用いただけます。

第3条（キャッシュカード・三菱UFJ信託ダイレクト・信託ネット通帳との一体性）

- (1) お客さまが印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時に、キャッシュカードの発行、三菱UFJ信託ダイレクトの利用、信託ネット通帳の利用を申し込むものとします。
- (2) お客さまが既にある口座について印鑑レス口座への切替を申し込む場合、キャッシュカード、三菱UFJ信託ダイレクト、信託ネット通帳等を併せて利用するものとし、これらの利用がない場合は、切替の申込と同時に申し込むものとします。
また、総合口座の紙通帳を保有する場合は、信託ネット通帳へ切替し今後の取引に総合口座の紙通帳は使用しません。なお、切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。
- (3) お客さまは、印鑑レス口座の保有中は、キャッシュカードの解約、三菱UFJ信託ダイレクトの解約、信託ネット通帳の解約のいずれも行うことはできません。

第4条（印鑑レス口座に係る取引）

- (1) お客さまは、印鑑レス口座での取引を行う場合、原則として、ATM等の利用（キャッシュカード規定1.（カードの利用）をいいます。以下同じです。）または三菱UFJ信託ダイレクトの利用により、行うものとします。

- (2) お客様が、当社の窓口（テレビ窓口を含みます。以下同じです。）において、印鑑レス口座での取引をされる場合は、キャッシュカード認証での本人確認を行います。この場合、当社所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。
- (3) お客様の取引の依頼が、メールオーダーや収納機関を経由した口座振替の依頼など、キャッシュカードによる認証が行えないものである場合に、当社が合理的な理由により必要と認めるときは、当社所定の本人確認書類の提示、届出電話番号または届出Eメールを用いた確認、その他当社所定の合理的な方法による確認を行います。

第5条（印鑑レス口座では行うことができない取引）

印鑑レス口座では、以下の取引を行うことはできません。

- ①総合口座における紙通帳または証書類の発行が必要な取引
- ②法令等により印鑑押印が必要な取引
- ③その他当社所定の取引

第6条（印鑑レス取扱いの解除）

印鑑レス口座を保有中のお客様は、印章の届出その他当社所定の手続きをお取りいただくことにより、印鑑レス口座を、印鑑照合による本人確認を行う取引口座に変更することができます。

第7条（印鑑レス取扱いの停止等）

- (1) 当社は、以下の場合、印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止することがあります。ただし、当社において停止事由が消滅したと判断したときは、速やかに停止を解除します。
 - ①お客様が本規定に違反するなど、当社が印鑑レス取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - ②住所やEメールアドレスの変更等を行わなかったなど、当社においてお客様の所在ないし連絡先が不明となったとき。
 - ③印鑑レス口座または印鑑レス取扱いが、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断したとき。
- (2) 当社は、印鑑レス取扱いの継続的な提供に支障があると判断したときその他必要と認めたとときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。
- (3) 当社が印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、もしくは打ち切ることにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

第8条(免責事項)

- (1) 携帯電話は他人に使用されないように保管してください。また、携帯電話のパスコード等は、他人に推測されやすい符号等の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
- (2) 携帯電話の喪失・盗難・盗用等があったとき、または当社に届け出た携帯電話番号またはEメールアドレスの変更があったときは、直ちに当社所定の方法で届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

第9条(他の規定の適用)

印鑑レス口座取引については、本規定のほか、キャッシュカード規定、三菱UFJ信託ダイレクト利用規定、信託ネット通帳規定、その他の各預金規定、各種商品に関する規定、及び各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）も適用されるものとします。なお、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第10条(規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上